

(イ) 報告書に係る情報技術の活用

保護司は、保護観察又は生活環境調整を行ったときは、「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程」及び「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について（依命通達）」（平成20年5月9日付け法務省保観第325号法務省矯正局長・法務省保護局長依命通達。以下「処遇運用通達」という。）において、保護観察の経過や生活環境調整の状況等について、保護観察所の長に対し書面により報告することとされている。保護司が担当する業務の種類等に応じて、作成し提出することとなる主な報告書の種類は次のとおりである。

〔保護観察関係〕

- ・保護観察経過報告書（甲）
- ・保護観察経過報告書（乙）
- ・事故報告書
- ・所在調査結果報告書
- ・所在調査経過報告書
- ・転居又は旅行先に関する調査結果報告書
- ・一時解除・仮解除中の状況の調査結果報告書

〔生活環境調整関係〕

- ・生活環境調整報告書（甲）
- ・生活環境調整報告書（乙）
- ・生活環境調整追報告書
- ・生活環境調整面接状況報告書
- ・裁判確定前の生活環境調整結果報告書

〔その他〕

- ・刑の執行停止中の措置の経過報告書

例えば、保護観察経過報告書（甲）については、担当保護司が、保護観察官に保護観察対象者の状況を知らせるため、月ごと（翌月5日まで）に、保護観察対象者に対して行った指導監督や補導援護の内容、保護観察対象者の遵守事項の遵守状況や生活態度（交友関係、就労・就学関係、家族関係等）等についてできるだけ具体的に記載し報告するものである。そして、保護観察官は、この報告等を考慮し、保護観察の実施計画（保護観察対象者について、処遇の目標や、指導監督や補導援護の方法、採るべき措置の内容を定めている。）の見直し、保護観察対象者に対する指示、担当保護司に対する指導及び助言等の必要な措置を採ることとなる。

保護司が報告書を作成するに当たって、法務省は、「保護司のてびき（平成30年度版）」（法務省保護局。以下「手引」という。）において、パソコンなどの電子機器を利用して作成することができることを示すとともに、書類よりも個人情報漏えいの危険性が高いとし、次のとおり留意点を示している。

〔パソコンを利用する場合の留意点〕

【1】 インターネットに接続していないパソコンを使用すること。

やむを得ずインターネットに接続されているパソコンを使用する場合、作業の際は、必ずLANケーブル等をパソコンから外してから（無線LANを利用している場合は、接続を切断してから）行うこと。

【2】 OS（オペレーションシステム）、ソフトウェア等はサポート期限内かつ最新のアップデートが

完了済みのものを使用すること。また、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的に更新して常に最新のバージョンにしておくこと。

- 【3】 パソコンにW i n n y（ウィニー）等のファイル交換ソフトをインストールしないこと。
- 【4】 パソコンにパスワードを設定するなどして、作成中の報告書等の内容を他者に閲覧されることのないようにすること。
- 【5】 作成したファイルには暗号化又はパスワードを設定して適切に管理し、外には持ち出さないこと。
- 【6】 作業終了後は、報告書作成に使用したアプリケーションを終了させてから、LANケーブル、無線LAN等を接続すること。
- 【7】 報告書等各種情報ファイルについては、担当終了後又は保存の必要がなくなった時点で必ず削除すること。
- 【8】 過去に対象者等の個人情報保存したことがあるパソコン及び外部記録媒体を処分する場合には、データ消去ソフトの使用、物理的な破砕などの方法によりデータが復元できないような状態とした上で処分すること。

(注) 手引による。

i 報告書の作成・提出の状況等

(保護司における報告書の作成方法の状況)

調査対象とした保護司 136 人のうち保護観察事件等を担当したことがある保護司 125 人における保護観察経過報告書等の作成方法について調査したところ、表 3-1-イ-(イ)-①のとおり、97 人 (8 割弱) はパソコンを利用せず手書きのみで作成しており、パソコンを利用 (手書きとの併用を含む。) しているのは 28 人 (2 割強) であった。

表 3-1-イ-(イ)-① 調査対象保護司における保護観察経過報告書等の作成方法

(単位：人、%)

区分	手書き	パソコン	手書き+パソコン
保護司	97 (77.6)	19 (15.2)	9 (7.2)

28 (22.4)

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 () 内は、保護観察事件等を担当したことがある保護司 125 人に占める割合である。

報告書の作成を手書きのみで行いパソコンを利用していない保護司からは、「手書き作成の方が、対象者に思いを巡らせて作成するので、心のこもった対応になる」など手書きで作成したいとする意見もみられた一方で、「講習や研修でパソコンでの作成についての説明を受けた。しかし、保護観察所から、パソコンでの作成を余り勧められなかったため、パソコンでの作成は良くないものだった」、「研修等で説明されているが、セキュリティの対応を先に言われているので、パソコンでの作成は頭がない」、「情報が漏れる可能性があることから、できるだけ使用しないように保護観察官に言われている」など

保護観察官から説明されていても推奨されてなかったためパソコンの利用に消極的な意見や、「手書きよりパソコンでの作成が楽であるものの、個人情報の漏えいの危険を回避するため、インターネットに接続している自宅のパソコンでの作成は行わないこととしている」などパソコンの利用への意向を示しつつも、情報セキュリティの懸念から利用を控えている意見が聴かれた。

なお、パソコンを利用している保護司においては、「作成時にもインターネットには接続した状態である」としていて、手引において示されている留意点の周知が徹底されていないことがうかがわれる状況もみられた。

〔パソコンを利用していない保護司の意見（主なもの）〕

- ・ 情報が漏れる可能性があることから、できるだけ使用しないように保護観察官に言われている。（60歳代・15年目）
- ・ 研修会では、セキュリティの観点から、手書きの方が安心であると言われている。また、自宅のパソコンは、家族共用であるため、保護司活動の書類を作成することはできない状況である。（50歳代・3年目）
- ・ 新任研修時に、パソコンによる報告書等の作成が可能であることを聞いていたが、自宅のパソコンはインターネットにつながっているため、情報流出のリスクが高く、パソコンによる作成は今のところ考えていない。パソコンであれば、書き誤ってもいくらでも修正ができると分かっているが、個人情報漏えいの可能性がある以上、パソコンを利用することは好ましくないと考えている。（50歳代・2年目）
- ・ ウイルス感染や情報漏えいを防止するため、パソコンやデータの管理をしっかりと行う必要があること、手書き作成の方が、対象者に思いを巡らせて作成するので、心のこもった対応になると考えていることから、手書きで作成している。（70歳代・24年目）
- ・ 手書きでの作成に慣れているので、パソコンで作成したことはない。（70歳代・42年目）
- ・ 手書きよりパソコンでの作成が楽であるものの、個人情報の漏えいの危険を回避するため、インターネットに接続している自宅のパソコンでの作成は行わないこととしている。（70歳代・6年目）
- ・ パソコンで作成することが可能であれば、面接の都度パソコン上にメモを作成することで、報告書作成時にはこれをまとめればよく、作業が簡単になると思われる。（60歳代・3年目）
- ・ 保護観察所から報告用紙（複写式）が保護司宅に郵送されているため、手書きしか認められていないと認識していた。（60歳代・6年目）
- ・ 講習や研修でパソコンでの作成についての説明を受けた。しかし、保護観察所から、パソコンでの作成を余り勧められなかったため、パソコンでの作成は良くないものと思った。（60歳代・21年目）
- ・ 研修等で説明されているが、セキュリティの対応を先に言われているので、パソコンでの作成は頭がない。（60歳代・3年目）
- ・ 保護司に任命された当時は自らエクセルで様式を作成していたものの、現在は、保護観察所から、報告書等を作成するに当たりパソコンを使用する際はインターネットに接続した環境での作成は認められないと指導されていることから、手書きで報告書を作成している。（60歳代・15年目）
- ・ かつてはワープロで報告書を作成していたが、現在は使用していない。パソコンでの報告書の作成を検討したものの、保護観察所が、保護司全員に対し、パソコンを使用しないよう指導している

と受け取り、現在は手書きで作成しているが、特段、不便は感じていない。(60歳代・21年目)

- (注) 1 保護司への実地調査の結果による。
2 各意見の文末の()は、保護司の年齢及び経験年数である。

〔パソコンを利用しているものの、手引において示されている留意点の周知が徹底されていないことがうかがわれる例〕

- 保護観察事件を担当することになった頃、主任官に相談したところ、パソコンで報告書等を作成することができるとの説明を受けた。主任官から様式のデータ提供を受けた際、i) 報告書等の作成後は自宅のパソコン本体で保管するのではなく、提供したCDで作成した上で自宅から持ち出さない、ii) 保護観察事件の終了後は、CDを粉砕して廃棄する必要があるとの指導を受けたものの、それ以外には特段の指導を受けておらず、地域別定例研修で説明を受けた記憶もない。報告書等を作成している自宅のパソコンにセキュリティ対策ソフトをインストールしているものの、その作成時にもインターネットには接続した状態である。(70歳代・22年目)

- (注) 1 保護司への実地調査の結果による。
2 文末の()は、保護司の年齢及び経験年数である。

(保護観察官における取組状況等)

調査対象とした17保護観察所管内の68保護区における保護観察官による、保護観察経過報告書等の作成にパソコンを利用できることについて手引に沿った保護司への指導の実施状況を調査したところ、表3-1-イ-(イ)-②のとおり、64保護区(94.1%)において利用できることを指導している一方で、4保護区(5.9%)において利用できることを指導していないとしていた。利用できることを指導していない理由には、「セキュリティ上のリスクがあるため、積極的に勧めるべきではない」など情報セキュリティ上の懸念を挙げていた。

表 3-1-イ-(イ)-② 調査対象保護区における保護観察経過報告書等の作成にパソコンを利用できることの指導の実施状況

(単位：保護区、%)

区分	利用できることを指導している	利用できないことを指導していない
保護区	64 (94.1)	4 (5.9)

- (注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。
2 ()内は、68保護区における保護観察官に占める割合である。

〔保護観察経過報告書等の作成にパソコンを利用できることを指導していない理由(主なもの)〕

- 保護区内において、報告書をパソコンで作成している保護司やパソコンでの作成を要望する保護司はいないため。パソコンでの報告書作成は、セキュリティ上のリスクがあるため、積極的に勧めるべきではないと考えている。(秋田保護観察所保護観察官)
- 情報セキュリティの課題があるため、パソコンで報告書を作成することができる旨の説明を積極的には行っていない。保護司からパソコンでの保護観察経過報告書等の作成について照会があった場合には、手引に記載された「パソコンを利用する場合の留意点」を厳守した上で、作成すること

ができる旨の説明をすることとしている。(富山保護観察所保護観察官)

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

(報告書の提出方法の状況)

法務省は、上記のとおり情報セキュリティの観点からパソコンを利用する際にはインターネットに接続しないように指導しており、保護観察所においては、電子メールによる提出は受け付けていない。

調査対象とした保護観察事件等を担当したことがある保護司 125 人における保護観察経過報告書等の提出方法について調査したところ、表 3-1)-イ-(イ)-③のとおり、102 人(8 割強)は常に郵送により提出しており、残りの 23 人(2 割弱)は保護観察官への持参により提出していた。保護司からは、郵送について、「手書きの報告書で郵送することに慣れている」などの意見が聴かれ、また、持参について、「口頭でやり取りができるので、情報をより詳細に伝えることができる」などの意見が聴かれた。

表 3-1)-イ-(イ)-③ 調査対象保護司における保護観察経過報告書等の提出方法

(単位：人、%)

区分	郵送	郵送+持参	持参
保護司	102 (81.6)	14 (11.2)	9 (7.2)
		23 (18.4)	

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 () 内は、保護観察事件等を担当したことがある保護司 125 人に占める割合である。

〔保護観察経過報告書等の郵送・持参による提出についての保護司の意見(主なもの)〕

区分	内容
郵送について	<ul style="list-style-type: none"> パソコンで報告書を作成する場合は、インターネットを切断するなどの手間があること、また、<u>手書きの報告書で郵送することに慣れている</u>ため、メールによる報告書等の提出については必要性を感じていない。(60 歳代・20 年目) 報告書の置き忘れや置き引きなどのおそれがあることから持参も望ましくない旨聞いたことがあり、郵送としている。(70 歳代・20 年目) 保護観察所からは郵送で提出するよう指導を受けている。(50 歳代・7 年目)
持参について	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察所に出向き、職員とコミュニケーションを取ることができるというメリットがある。遠方に在住している保護司であれば郵送での提出で十分だと思う。(60 歳代・3 年目) 保護観察所と自宅が近いので、持参をしている。その際に保護観察官と<u>口頭でやり取りができるので、情報をより詳細に伝えることができる</u>。(60 歳代・4 年目)

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 各意見の文末の () は、保護司の年齢及び経験年数である。

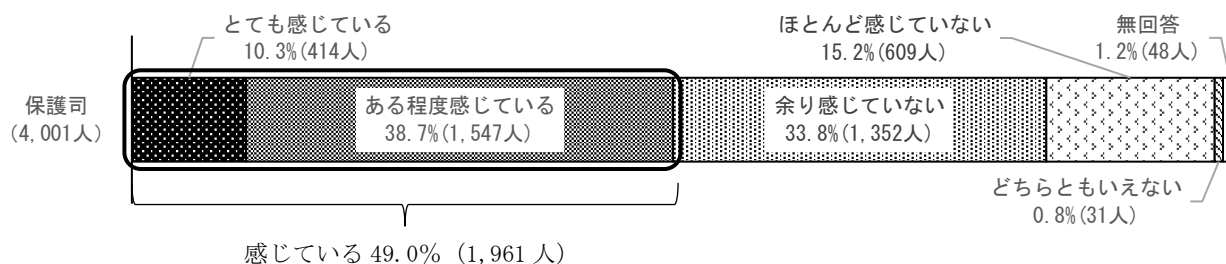
(報告書の作成・提出の負担)

保護観察経過報告書等を作成・提出することについて、アンケート調査の結果によると、図 3-(1)-イ-(イ)-①のとおり、約 5 割の保護司が負担に「感じている」と回答している。

また、実地調査において、保護観察事件等を担当したことのある保護司 125 人のうち、保護観察経過報告書等を作成・提出することについて負担に感じているとしている保護司 67 人から、その具体的な内容を聴取したところ、「報告書を作成するのに 1~2 時間を要しており、手書きで記載することで手間がかかる」など手書きによる負担のほか、「郵便局で重さを計った上で切手を貼付している^(注)が、そのためだけに郵便局へ出向くことが手間」など郵送による負担の意見が聴かれた。

(注) 定形郵便物の基本料金は 25g 以内：84 円、50g 以内：94 円（令和 2 年 4 月 1 日現在）となっており、提出する報告書の枚数により、郵便料金が変わる可能性がある。

図 3-(1)-イ-(イ)-① 保護観察経過報告書等の作成・提出に対する負担



(注) 保護司へのアンケート調査の結果による。

〔保護観察経過報告書等の手書きによる負担及び郵送による負担の具体例〕

区分	内容
作成	<ul style="list-style-type: none"> i) 報告書を作成するのに 1~2 時間を要しており、手書きで記載することで手間がかかること、ii) 報告書の記載内容が、良好措置、不良措置などの評価につながるが、ケースバイケースでその判断に確信が持てないことを負担（責任の重さ）に感じている。(50 歳代・18 年目) 保護観察では、各保護観察対象者との面接を月 2 回実施し、その結果を報告書にまとめなければならないが、一人分の報告書を書くのに 1 時間程度を要することから、同時に 5 件の保護観察事件を担当していた際には、5 人分の報告書を作成するのに時間を要した。(60 歳代・3 年目) パソコンで作成が可能であることを知っているが、データの取扱いが面倒であるため、手書きにしている。手書きだと、複写式^(注)で、書くのに力が要り、また、間違えても消せないことが負担である。(50 歳代・3 年目) <p>(注) 報告書によっては、筆圧によって複写して同一のものを 3~4 通作成するようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境調整事件の報告書は 4 枚つづりになっているため、筆圧を保ったまま完成させることが負担になっている。(70 歳代・17 年目) 手書きで提出しているが、欄が限られているため、その欄に収めるために文を要約することが難しい。収まらなければ別紙を付ければよいことは分かっているが、欄にうまく収めた

	<p>いと考えてしまう。なお、修正ができないため、下書きをしてから写している。(60 歳代・15 年目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書の所定の枠内に報告事項を全てまとめようとする、何度も文章の書き直しをする必要があり、特に複数の案件を担当している時は大変であった。(60 歳代・23 年目) ・ 報告書等を一人分作成する程度であれば、負担には感じないが、同時期に複数の事件を担当する場合は、その人数分の作成作業が発生する。(70 歳代・24 年目)
提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書等の枚数は月によって増減するため、必要な切手代が異なり、その都度、郵便局で<u>重さを計った上で切手を貼付しているが、そのためだけに郵便局へ出向くことが手間である</u>。保護観察所において、料金後納のスタンプ入り封筒を配付してもらえないものか。(60 歳代・3 年目) ・ 保護観察所へ報告する際に使用する封筒については宛名書きが記載済みのものを配付してもらえるとありがたい。(70 歳代・16 年目)

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 各意見の文末の () は、保護司の年齢及び経験年数である。

また、電子メールによる提出について、保護司からは、「セキュリティ面での不安があり、誤送信の可能性もある」など情報セキュリティ面を懸念する意見は聴かれているが、「手書きで記載して切手を貼って郵送する今のやり方より報告書作成・提出の手間がずっと省ける」、「補足説明事項がある場合、電子メールであれば、本文に記載でき、主任官の勤務時間外であっても、気を遣うことなく送信できる」など電子メールの利用は負担軽減になるため電子メールで提出したいとの意向もみられた。

〔保護観察経過報告書等の電子メールによる提出についての保護司の意見（主なもの）〕

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>セキュリティ面での不安があり、誤送信の可能性もある</u>。さらに、取り扱う内容が注意を要する物であるため、現実的ではないと思う。(40 歳代・4 年目) ・ 電子メールの場合、誤送信等から情報漏えいのリスクがあるため、電子メールによる報告書等の提出は認めるべきではない。(70 歳代・26 年目) ・ パソコンで作成してメールで提出する方法が簡便で理想的であるが、情報の漏えいの危険性を考えるとメールによる提出が不可なのは仕方がないと思う。(50 歳代・3 年目) ・ パソコンの操作に慣れていないので、電子メールにより提出することは考えていない。(60 歳代・23 年目) ・ 電子メールによる報告ができればよいと思う。それが可能になれば、<u>手書きで記載して切手を貼って郵送する今のやり方より報告書作成・提出の手間がずっと省けると</u>思う。(50 歳代・18 年目) ・ 郵送の場合、切手を購入する手間もあるため、電子メールで報告書を提出できるようにしてほしい。(60 歳代・5 年目) ・ 保護観察経過報告書の内容について<u>補足説明事項がある場合、電子メールであれば、本文に記載でき、主任官の勤務時間外であっても、気を遣うことなく送信できる</u>ので、可能であれば電子メールによる報告書提出を認めてほしい。保護観察経過報告書を郵送の上、勤務時間中に、補足事項を多忙な主任官に電話連絡することは気を遣う。(60 歳代・5 年目) ・ メールが利用できれば、楽しみたいと思うが、セキュリティが心配。(60 歳代・16 年目)
--

- ・ 今は手書きだが、今後、パソコンで作成した報告書に変更することを検討しており、メール報告ができることが望ましいと考える。しかし、セキュリティ対策を徹底できるかと言われれば自信がない。(70歳代・6年目)
- ・ 電子メールが普及し始めた頃(10年以上前)、電子メールでの報告を提案したが、できないと言われた。それ以降は提案等をしていないが、自分ならセキュリティ対策を十分にできる自信があるので、可能ならばメールによる報告を行いたい。(70歳代・23年目)
- ・ 職場では、メールでのやり取りが普通であり、メール報告が可能であれば、それに越したことはない。(50歳代・7年目)

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。
2 各意見の文末の()は、保護司の年齢及び経験年数である。

ii 他の民間ボランティアにおける報告書の作成・提出の状況

国の業務の一部を担っている民間のボランティアには、保護司のほか、総務大臣から委嘱される行政相談委員などもある。

行政相談委員は、担当区域内の住民から国の行政機関等の業務に関する苦情の申出を受け、その苦情の相談に応じて、助言によってその苦情が解消すると認められるときは、申出人に必要な助言をしたり、助言のみでは解消しないと認められるときは関係行政機関等や管区行政評価局長等に対して通知をしたりするなどしている。そして、行政相談委員は、こうした助言や通知等をした場合、「行政相談委員業務実施要領」(昭和59年7月1日総務庁長官決定)において、管区行政評価局長等に対し、様式「行政相談委員苦情事案報告」及び「行政相談委員月例報告」により報告することとされている。

これらの報告書の作成や提出について、「行政相談委員の手引」(平成31年4月総務省行政評価局行政相談企画課)によると、パソコンや電子メールによることが可能とされている。そして、報告書には、個人情報や担当行政機関等の対応・意見など取扱いに注意を要する情報が記載されているため、それを作成、保存及び提出するに当たって、パソコンを利用する際の留意点については次のとおり、作成文書のパスワードの設定による保護などの情報セキュリティ上の取扱いなどが示されている。

〔行政相談委員による報告書の作成・提出時等にパソコンを利用する際の留意点〕

〔作成時〕

- i) 作成時に、関係のない人が容易に見ることができないように配慮してください(例えば、文書作成中にパソコンの前から離席するときなどは、画面をロックしてください)。

〔保存時〕

- ii) 作成した文書は、関係のない人が容易に見ることができないように保存・管理してください。パソコンで文書を作成した場合は、パスワードによる保護を励行してください。
- iii) 作成された報告書等をパソコンのハードディスク、USBやSDカードなどに保存される場合は、紛失や盗難に遭わないよう、適切な保管・管理を行っていただきますようお願いいたします。
- iv) コンピュータウィルスには十分ご注意ください。コンピュータウィルス対策ソフトをお使いのパソコンにインストールしておくなどの対策をお勧めします。

〔提出時（電子メールを送信する場合）〕

- v) アドレスを正確に入力してください。
- vi) 提出する報告書等は、パスワードを設定できるワープロソフト等を使って作成し、パスワードを設定して保護してください。報告書等は、Webメールのような簡便な方法ではなく、セキュリティ面で信頼できるメーラーソフト（マイクロソフト・アウトルック等）を用いて送り、これにパスワードで保護した報告書等のファイルを添付する方法をとってください。
- vii) 報告書等のファイルに設定したパスワードは、報告書等を添付して送信するメールに記載せず、パスワードのみを記載した別のメール等で局所センターにお知らせください。

(注)「行政相談委員の手引」による。

iii 最近の動向

法務省は、平成31年の改訂後の基本的指針において、保護司活動に対する支援を強化するため、保護司の要望を踏まえ、「保護司の活動環境の整備の観点から、情報管理を十分徹底の上、保護観察経過報告書等のペーパーレス化、タブレットその他情報技術の活用等について検討する」こととしている。

なお、近年、政府では、「新たな日常」を定着・加速させるため、書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む^(注) こととしている。

(注)「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」（令和2年7月17日閣議決定）による。同基本方針によると、「新たな日常」とは、変化を取り入れ、多様性をいかすことにより、リスクに強い強じん性を高めながら、我が国が持つ独自の強み・特性・ソフトパワーをいかした「ニューノーマル」（新たな世界）のかたちのこと。

法務省保護局によると、今般のコロナ禍では、保護司活動が制限され、特に、従来の形式では関係者同士のコミュニケーションが十分に取れない状況が続いており、「新たな日常」下における保護司活動の在り方を全国の保護司に示さなければならず、その一つとして、保護司活動のICT化を進める必要があるとしている。また、そのためには、要機密情報の取扱いに関するセキュリティの確保を万全に行う必要があると考えているとしている。